

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に定めるもののほか、別紙の仕様書に従いこれを履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

第3条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(再委託の事前承諾)

第4条 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

3 受注者は、第1項の承諾を得て第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

(履行体制の把握)

第5条 受注者は、第4条の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、第4条第2項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。また、履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 受注者は、前項の場合において、発注者が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(守秘事項等)

第6条 受注者は、委託業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。

2 受注者は、委託業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 受注者は、委託業務に従事する者並びに前条の規定により委託業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、前2項の規定を遵守させなければならない。

4 発注者は、受注者が前3項の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合、受注者に対し、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

5 前各項の規定は、委託期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(目的外使用等の禁止)

第7条 受注者は、委託業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に

提供してはならない。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

(委託業務の調査等)

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の委託業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(仕様書と委託業務内容が一致しない場合の修補義務)

第10条 受注者は、委託業務の履行内容が仕様書又は発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

(事故等発生時の対応義務)

第11条 受注者は、事故等の発生により委託業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。

2 前項の場合において、受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

(一般的損害)

第12条 委託業務を行うにつき生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第13条 委託業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者のみの責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。

3 前2項の場合、その他委託業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たる。

(責任の制限)

第14条 発注者受注者双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は、当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は、当該部分について委託料の支払義務を免れる。

(役務内容の変更等)

第15条 発注者は、必要があるときは、役務の内容を変更し、又は役務の全部若しくは一部を一時中止することができる。この場合において、期限又は契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の請求による期限の延長)

第16条 天災その他の不可抗力、又はその他受注者の責に帰することができない理由により期限までに役務を完了することができないときは、受注者は、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

(検査及び引き渡し)

第17条 受注者は、役務が完了したときは納品書又は完了報告書を添え、発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に受注者の立ち会いのうえ検査を行い、検査に合格したときはその旨を受注者に通知するものとする。その場合受注者は、すみやかに発注者に目的物を引渡さなければならない。
- 3 受注者が、前項の検査に立ち会わないときは、発注者は、検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の検査に合格しないときは、受注者は、発注者の指定する期日までに修補をして再検査を受けなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。ただし、契約金額の増額又は期間の変更をすることはできない。

(契約代金の支払)

第18条 受注者は、前条第2項の検査に合格し、役務を完了したときは、書面により契約代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。
- 3 発注者が、その責に帰すべき理由により前第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第19条 受注者の責に帰すべき理由により、履行期限までに役務を完了することができない場合において、期限経過後相当の期間内に完了する見込のあるときは、発注者は、受注者から損害金を徴収して期間を延長することができる。

- 2 前項の損害金の額は、契約金額から既完了部分（受注者が既に委託業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。）に対する相当額を控除した額に対して、遅延日数に応じ、契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する年率（以下「財務大臣が決定する年率」という。）で計算した額とする。

- 3 発注者の責に帰すべき理由により、前条第2項の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する年率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。
- 4 前項の金額に100円未満の端数があるとき、又はその額が100円未満であるときは、これを切り捨てるものとする。

(追完請求権)

- 第20条** 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物が本契約書及び仕様書で定める内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の規定により発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。
 - 3 前2項の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

(談合等不正行為があった場合の賠償金等)

- 第21条** 受注者が第24条第1項第5号に該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(任意解除)

- 第22条** 発注者は、次条又は第24条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除する場合、文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(催告による解除)

- 第23条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 正当な理由なく、始期を過ぎても委託業務に着手しないとき。
 - (2) 委託業務を遂行する見込みがないとき又は委託業務を委託期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 正当な理由なく、第20条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 前項の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(催告によらない解除)

第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の履行不能が明らかであるとき。
- (2) 委託業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 委託業務の一部の履行が不能である場合又は委託業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条第1項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (5) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (7) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(解除の制限)

第25条 第23条第1項各号及び前条第1項第1号から第4号までの規定に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(損害金等の徴収)

第26条 受注者がこの契約に基づく違約金、損害金又は賠償金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金額支払の日まで、財務大臣が決定する年率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代

金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、財務大臣が決定する年率で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第27条 この契約書の各条項において発注者と受注者とは協議して定めるものにつき、協議がととのわない場合その他この契約に関し発注者と受注者との間で紛争が生じた場合には、発注者と受注者とは協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者と受注者とは協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

(補則)

第28条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とは協議して定める。

(別記)

特記仕様書

I 妨害又は不当要求に対する届出及び報告義務

受注者は、契約の履行に当たり暴力団関係者等から不当な要求又は業務妨害を受けた場合は、警察への届け出及び発注者へ報告（以下「届出等」という。）をしなければならない。

また、受注者から委任を受けた受任者又は下請負人が暴力団関係者等から不当な要求又は業務妨害を受けた場合は届出等を行うよう、受注者は、当該受任者又は下請負人に指導しなければならない。

届出等がない場合は、受注者及び受注者から委任を受けた受任者又は下請負人の入札参加停止を措置することがある。

II 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

1. 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

2. 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(事務従事者への周知)

3. 受注者は、この契約に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

4. 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(適正管理)

5. 受注者は、この契約に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

6. 受注者は、この契約を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

7. 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

8. 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

9. 受注者は、この契約を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

10. 受注者は、この契約に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査)

11. 発注者は、受注者が契約の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

12. 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

13. 発注者は、受注者が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。